

社会保険労務士からの三方一両得だより

平成30年7月20日 第106号

茶道体験に行ってきました

勉強会のお仲間に誘われて、茶道体験に行ってきました。その方の奥様とお母様が表千家の先生をされていて、お気軽にどうぞということでお邪魔いたしました。

茶道の知識はテレビで見た程度しかありませんでしたが、参加者8人に先生役3人がかりで教えていただくという贅沢な環境で、大まかな流れだけは一通り理解することはできました。挨拶をするときに扇子を使うというの也不知道でしたし、先にお茶を飲まれた方にもう一杯いかがですかと勧めることも不知道でした。初めて聞くことが多く新鮮です。



灰が少し見えていますね。

何よりも印象的だったのは、「家が火事になったら灰を持って逃げる」とお母様がおっしゃったことです。毎回のお茶の席でできた灰を丁寧に加工してずっと使っているため、灰は自分の茶道人生が凝縮したものというところのようです。茶道ではお湯を沸かす炭を並べるところから拝見し、その土台となる灰にも美しさを求めていることも教えていただきました。

休憩をはさみ、茶室にも入らせていただきました。例の「躡り口(にじりぐち)」です。入る時はいいのですが、出る時がかっこ悪いのが気になりました。皆さんどうやっているのでしょうか。

その他、鐘や銅鑼の音で入室することなど、初めて尽くしの貴重な体験をさせていただきました。ありがとうございました。



茶筌デビュー。



オクラも収穫スタートです。

先月ふれた落花生がぐんぐんと成長しています。1株あたりの拡がり方が激しく、かなり株間を取らないといけないことが良く分かりました。もしも種蒔きしたすべてが成長していたら、それはそれで困った状況になっていたと思います。鳥に食われて結果オーライです。きゅうりもトマトもバン取れ始めました。ただ、この暑さで収穫のピークが早く終わるという話も出ています。旬の野菜の味をしつかりと楽しみたいと思います。

我が家の畑

「働き方改革法」の省令・指針の検討が始まりました

6月29日に働き方改革関連法が成立したことを受け、必要な省令や指針などについての議論が7月10日、労働政策審議会の労働条件分科会で始まりました。あまり知られていませんが、国会で法案が通っても、実は骨格しか決まっています。詳細については今後練り上げられていきます。このタイミングで官僚の皆さんの意向が反映されていったりということがありますので、法律の種類によっては、汚職事件が起こることがあるのです。

まずは、残業時間や年次有給休暇(年休)などに関する部分の検討が始まり、国会でも与野党が激しく対立した高度プロフェッショナル制度(高プロ)が適用される職業や年収については、秋以降に検討が始められる見込みです。

残業と休日労働の抑制については、法律で残業時間が「原則月45時間、年360時間」までと明記されており、新たな指針で残業を「できる限り短くするよう努める」ことなどを定めることで、罰則に至らない事例でも是正を求めて指導をしやすくします。

また、月45時間を超えて残業した働き手に対して健康確保措置を実施することを労使

協定(36協定)に盛り込むことを省令で定めることになっています。第1段階の検討は8月下旬をめどにまとめられる見込みです。

この残業に関する規制の強化は、残業の多い会社にとっては死活問題となりかねません。個人的にはあまりにも厳しすぎると思っていますが、法律になってしまいましたので従うしかありません。この求人難ですので人手を増やして対応するのはかなり難しいでしょう。今後詳細が決まれば、業務の効率化、機械設備の導入など、当事務所でもアドバイスさせていただければと考えております。設備投資に使える助成金もあります。



来年4月から導入される高度プロフェッショナル制度については、適用対象となる労働者は金融商品開発やコンサルタントなどの業務で年収は1,075万円以上と想定されていますが、具体的には今後の検討を経て省令で定められます。